**（要確認） 国庫補助協議に係る留意事項について**

**以下は、国庫補助協議に当たり、留意事項として国から示されているものです。**

**これらの条件に該当しないものについては、国庫補助協議の対象として認められない、又は対象としても採択される可能性が極めて低いと考えられるため、実施希望の提出に当たってはあらかじめ、これらの条件に合致するかを十分精査いただいた上で、回答いただくようお願いします。**

**（県においても、国への協議に当たっては、これらの条件の該当性を確認の上、対応させていただきます。）**

　　**チェック欄**

**以下を確認し、これらの条件に合致する施設整備であると考えている。　　 ☐**

※　一部、事業者では判断しきれない内容も含まれているため、対象施設の具体的要件など、分かる範囲での確認で構いません。

記

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、

定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難い場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第６期障害福祉計画等に位置付けられていることを条件とする。

この他、次の事項に留意されたい。

ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案） 等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低） 基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

オ 建設用地の確保が確実であると認められること

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては１共同生活住居の定員が４人以上 10 人以下のものであること

一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

* 地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

・１つの建物のグループホームの定員の合計が 10 名まで

本体単価（＋ 短期入所整備加算）

・１つの建物の定員の合計が 20 名まで

 本体単価×２（＋短期入所整備加算）

* 日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

・１つの建物のグループホームの定員の合計が 10 名まで

 本体単価＋短期入所整備加算

・１つの建物のグループホームの定員の合計が 20 名まで

 本体単価×２＋短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること

サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

以上